

交際費課税における税務会計認識

菅 原 計

目 次

はじめに

- I. 税務会計の操作的機能
- II. 法的事実認定と税務会計認識
- III. 交際費の租税法的事実認定
- IV. 交際費の税務会計的認識
- V. 交際費租税判例の税務会計的研究
 1. 遊覧船就航のためのレセプション事件
 2. 法人税更正処分等取消請求事件
 3. 創立記念祝賀会事件

おわりに

はじめに

昭和29年度の税制改正により設けられた交際費課税は、その後年々強化され昭和57年以降現在では資本金5,000万円超の法人にあっては交際費等の全額が損金不算入とされる。これは、企業の冗費節減及び資本蓄積に対して、国家が租税をとおして望ましい方向性を誘発しようとするものであるといわれている。租税による作為誘因効果は租税を減免することにより、無作為誘因効果は租税を課すことにより期待されうる。一般に、課税されるならばそのような支出を抑えようとする意思決定が優先されるからである。しかし、この原理は我が国にあてはまらないようである。交際費を支出すればその金額が損金にならず課税されるが、もし当該支出を抑制し留保しても所得を構成し課税されることになる。そこで、どうせ課税されるのなら円滑な取引関

係を維持促進するために、交際費として支出した方が効果的であるという意思決定が働くようである。もしそうであるならば、これは明らかに租税上の問題といわなければならない。

交際費課税の問題は何であり、それをどのように解決すべきかについては、次の３段階のレベルで問題点を整理する必要がある。第１は、企業会計上の交際費の中身である。会計上は認識の問題であり、法律上は商法による規制の問題であるが、これら会計認識及び商法認識がどのように行われるべきであり、その限界は何かを明らかにしなければならない。

第２は、租税法上の交際費の概念は果して適切か否かである。もっとも法人税法には交際費に関するいかなる定義も存在しないから、もっぱら租税特別措置法による交際費定義によることになるが、この規定は定義というにはあまりにも広範囲のものを含み過ぎる。交際費の定義規定は、むしろ法人税法の中で明確にすべきものである。租税特別措置法による規定が広範なため、具体的事実認定にあたっては通達によって判断されているのが実状である。とすれば、この通達行政は明らかに憲法第84条の租税法律主義に反する。

第３は、課税所得の真実な計測の立場から税務会計上この交際費をどのように認識すべきかという問題である。結局、租税法的事実認定の具体的中身は税務会計認識プロセスによらなければならない。その場合、税務会計機能に占める認識プロセスの意義、認識対象、認識方法、認識基準、認識要件等を明らかにしなければならない。

１．税務会計の操作的機能

税務会計とは、租税現象を会計学的に解明し原理的に体系化された税務会計学の理論に基づく実践的応用領域を指すものであり、税務会計の「中心課題は課税所得の確定ということに求められる。すなわち、税法の規定にしたがい課税所得の計算を扱う会計領域を税務会計というのである。」¹⁾ 課税所得は租税法によって計算されることはいうまでもないが、租税法のみで課税所得が自己完結的に計算されるものではない。制度的に実践されている企業会計制度への依存性が、課税所得確定の前提となっている。

日本国憲法第30条では、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と規定し、さらに第84条では「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と

租税法律主義を明確に宣言している。これは、課税物件、課税標準、税率、納税義務者、納期限等の租税対象の明確化、さらに租税計算、租税手続及び租税争訟のすべてについて法律で定めることを要求しているものである。

税務会計の目的は、真実な課税所得を確定することにより、租税法を媒介に成立する国民の公平な租税債務を確定し、もって国家と国民との租税利害を調整することにある。この課税所得確定の税務会計行為を税務会計の操作的機能として捉えることができる。税務会計の操作的機能は、税務会計認識、税務会計測定および税務会計伝達の3つの機能から成り立つ。

税務会計認識とは、特定の租税現象に対して実質的事実関係に基づき租税負担能力のある所得であるか否かを認識し、もって租税法若しくは税務会計原則にその事実を当てはめる認識プロセスを意味する。税務会計測定とは、課税所得の金額的確定を意味し、具体的には租税法若しくは公正処理基準による計算式による。税務会計伝達とは、納税者が国家に対して申告納税制に基づき確定申告を提出することを意味する。これら税務会計行為プロセスの出発点となるのが税務会計認識である。この税務会計認識と租税法の事実認定とがどのような関係にあり、真実な課税所得の確定にとって税務会計認識がいかに重要な働きをするかについて確認する必要がある。

II. 法的事実認定と税務会計認識

租税法によって国民に租税を課すためには、その当該租税要件とその法的効果が規定されていることが必要である。したがって租税法適用にあたっては、租税法適用のための事実認定が必要であり、その事実認定の中に課税要件事実が含まれているならば、当該租税法の規定が適用可能となる。「実体的租税法効果の確定を現実のものとするには、まず、租税実体要件の意味が認識されなければならない。すなわち、法律要件の解釈、したがって法の解釈が必要である。つぎに、租税実体要件を充足する事実が発見されなければならない。この事実を租税実体要件事実という。すなわち、租税実体要件事実の認定が必要である。そして、その解釈された租税実体要件にこの認定された租税実体要件事実をあてはめる作業がなされなければならない。」⁹⁾

しかし、課税所得確定のための租税実体要件事実の認定はかなり複雑である。何故なら、租税実体法は法人税法第74条第1項により、確定した決算に基づき確定申告書を提出しなければならないとしている。これは、法人税法

が企業会計に依存するというよりもむしろ、課税所得計算が商法会計に依存することを宣言したものである。その理由は、法人税法と商法との法的均衡性の意識の基に「法人の最高意思決定機関である株主総会において承認を受けた決算を基礎とすることが、適法かつ的確で信頼性があり、かつ、租税債権に関する法的安定性も確保されるからである。」⁽³⁾といわれる。

もちろん商法は自己完結的計算体系をもっているわけではないから、商法第32条第2項の「公正なる会計慣行を斟酌すべし」という規定を通して、商法会計は公正なる企業会計を前提としているのであり、法人税法が確定決算基準を基礎とすることは、当然ながら公正なる企業会計が法人課税所得確定にあたっても前提となっていることは疑問の余地がない。これを確認したものが、法人税法第22条第4項の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」という規定である。

これを課税所得の確定という税務会計領域で考えてみると、特定の租税現象に対して三重の認識が行われているといえる。第1の認識は「企業会計原則」又は一般に公正妥当と認められる会計基準による認識、第2の認識は商法の計算基準又は商法の法理念を満たす公正な会計慣行に基づく認識、第3の認識は法人税法の規定又は税法の法理念を満たす一般に公正妥当と認められる会計処理の基準による認識である。このように、税務会計認識プロセスは三重の認識構造から成立するが、租税法の事実認定は課税要件事実が特定の事実に含まれているか否かが判断の中心的要素となる。

法的事実認定の対象たる過去の取引事実はしだいに不鮮明、不確定になっていくが、そのなかでの租税法的事実認定はかなりの程度の推量が許容されている。かかる租税事実認定は、真実な課税所得を確定するためには大きな阻害要因となっていることを知る必要がある。現行租税法が予定している事実認定の許容方法は次のようである。⁽⁴⁾

- ① 確実な記憶に基づいた計算によって算出する方法。
- ② 正確な記録に基づいた計算によって算出する方法。
- ③ 不確実な記憶および不正確な記録をたどった推量および推計によって算出する方法。
- ④ 不確実な記憶または不正確な記録をたどった推量および推計によって算出する方法。
- ⑤ 共通的な基準を適用した推量および推計によって算出する方法。

⑥ 従前の賦課決定、更生・決定または納税申告の内容が示す数値からする推量および推計によって算出する方法。

⑦ 任意の推量および推計によって算出する方法。

これらの事実認定は、いわゆる実額課税と推計課税の問題であるが、推計課税においても、「各人の担税力に応じた租税負担の公平・平等の実現という観点から、所得額等の実額を捕捉・測定してなされるべきであることが要請されているのである。つまり課税処分はいわゆる『実額課税』でなければならない、ということである。」⁽⁵⁾

申告納税制度上、推計申告・推計課税が認められているとしても、真実な課税所得を計測し、適正な租税債務の確定を実現するためには、税務会計認識が不可欠であり、ここに税務会計認識・測定・伝達を通して租税利害の調整を図る独自の租税研究領域が形成される必然性が存在する。

Ⅲ. 交際費の租税法的事実認定

交際費については、租税特別措置法第62条において次のように規定する。法人が昭和57年4月1日から平成3年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しない。但し、資本又は出資の金額が千万円以下である法人については、当該交際費等の額が四百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額を超える場合のその超える部分の金額とし、当該事業年度修了の日における資本又は出資の金額が千万円を超えかつ、五千万円以下である法人については、当該交際費等の額が三百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額を超える場合のその超える部分の金額は損金の額に算入しない（租特措法62①）。

すなわち、交際費等の支出額は法人の資本等の金額によって3つに分類し、資本金等が五千万円を超える法人については全額損金の額に算入されない。法人の資本等の金額が千万円を超え五千万円以下である法人の交際費等の支出額は三百万円が損金算入限度額となる。さらに、法人の資本等の金額が千万円以下である法人の交際費等の支出額は四百万円が損金算入限度額となる。

交際費等の法的定義に関して、同条第3項は次のように述べる。交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これら

に類する行為のために支出するもの（専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他政令で定める費用を除く。）をいう（租特措法62③）。

ある特定の支出が租税特別措置法でいう交際費等に該当するか否かは、法的事実認定を必要とし、その事実認定の要件は、第1に事業に関係のある者等に対する支出であるかどうか、第2に支出の内容が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出されたものであるかどうか、第3に明らかに交際費等に該当しないという積極的理由が存在するかどうかである。第1の要件でいう「事業に関係のある者等」とは、企業の内部者及び外部者の両方を指し、将来の事業関係者をも含むから、かなり、広範囲の者がこれに該当することになる。第2の要件たる接待、供応、慰安、贈答の内容もこれらに限らず、その他これらに類する行為がすべて含まれるから、これも広範囲のものがこれに該当することになる。従って、第1の要件と第2の要件は範囲の拡大要件とはなりえても範囲の限定要件とはなっていない。第3の要件がこの3つの要件のなかでは限定要件となっている。

第3の要件である明らかに交際費等に該当しないという支出としては、租税特別措置法第62条第3項の括弧書きによると①専ら従業員の慰安のために行われている運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用、租税特別措置法施行令第38条の2による②カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用、③会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用、④新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用が例示されている。①は福利厚生費であり、②は広告宣伝費であり、③は会議費であり④は取材費である。その他、明らかに交際費等に該当しない寄付金、売上割戻し、情報提供料、給与等は交際費から除かれることになる。

この交際費課税の立法趣旨は、「法人の支出した交際費の一部を損金の額に算入することを認めず、その限りにおいて増税を図るものであるが、現行制度の本来の趣旨は税収を上げようとするものではなく交際費を縮減して企業の内部留保を高め企業の体質を改善してゆく狙いを持つものである。」⁶⁾とされているが、この立法趣旨が現実の税制上効を奏していないとすれば、結果的に増税効果だけが残ることになる。

税務統計によると、交際費支出額は毎年増加の一途を辿り昭和63年度では4兆5,503億円にも達し、そのうち損金は不算入にもかかわらず支出された金額は2兆3,924億円である。⁷⁾ これは、平成2年の防衛費予算を3,910億円も超える金額であり、明らかに交際費課税制度に問題があるといわなければならない。交際費の法的定義においてももう少し限定して捉える必要がある。税務認定において、交際費概念が広いため本質的に交際費でないものが交際費として認定されるケースも多い。ここに、租税法的事実認定を補完する税務会計認識の必要性を痛感する。

IV. 交際費の税務会計認識

法人税法第22条第1項は、各事業年度の所得の金額は当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額であるとする。損金の内容については、同条第3項で別段の定めがあるものを除き次に掲げる金額とする、と3項目をあげる。

- ① 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- ② 当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用の額
- ③ 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

法人税法上交際費に関する別段の定めが存在しないから、交際費支出額は租税法律主義から法人税法第22条第3項第1号又は第2号を通して損金と認識されうる。しかし、損金と認識されるためには税務会計上の認識要件を満たさなければならない。益金及び損金という概念は課税所得概念の2つの構成要素であり、「課税所得の積極要素が益金概念であり、消極要素が損金概念である。」⁸⁾ すなわち、課税所得の価値増加分が益金概念を構成し、課税所得の価値減少分が損金概念を構成する。この損金概念は、所得課税における応能負担性の原理と密接に関係する。

ところで、損金の対象になるのは別段の定めを除き、原価、費用及び損失である。これらは、企業会計上の概念であって税法固有の概念ではない。つまり、原価、費用及び損失については、企業会計上ある特定の認識基準が適用されて既に認識・測定されているのである。税務会計は、これら企業会計上認識・測定された項目を対象に真実な課税所得概念を確定するために、税務会計固有の認識基準を通して認識し、担税力ある所得を測定するのである。

企業会計は、個別企業における経済的事実の生起を会計的に認識し、測定し、伝達する行為であるが、会計的に認識・測定・伝達するためには、ある特定の会計ルールを必要とする。その会計ルールが、会計原則又は会計基準である。会計ルールたる会計原則又は会計基準によって、個別企業の貸借対照表 (Balance Sheet) や損益計算書 (Income Statement) 等の財務諸表が作成される。これら財務諸表の確定と取締役の責任解除について、我が国商法は、取締役が毎決算期に貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案及び付属明細書を作り (商281)、これらを定時株主総会に提出して承諾を得なければならないとする (商283①)。つまり、法的には定時株主総会で承認が得られたときに商法でいう計算書類が確定することになる。もっとも取締役は、定時株主総会に議案を提出する7週間前にこれらの書類を監査役に提出して監査を受けなければならない (商281ノ2①)、監査役は監査報告書を4週間以内に取締役提出しなければならない (商281ノ3①)。

商法第281条ノ3第2項は、11項目にわたって監査報告書の記載事項を例挙している。主要なものをあげると、監査の概要、不実の記載があるときはその旨、法令及び定款に違反しているときはその旨、会計方針の変更の相当性、利益又は損失の処理が会社財産の状況その他の事情に照らして著しく不当なときはその旨、会計方針の変更の相当性、利益又は損失の処理が会社財産の状況その他の事情に照らして著しく不当なときはその旨、取締役の不正行為又は法令若しくは定款に違反する事実ありたるときはその事実等である。法的には、かかる監査役監査 (「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条によれば、資本金5億円以上又は負債総額2百億円以上の株式会社においては監査役監査の他に会計監査人監査が必要である。)を受けた計算書類が定時株主総会に提出され、定時株主総会で承認されたときに確定されるのである。この確定した決算を基準に課税所得を計測しようとする考え方が確定決算基準である。

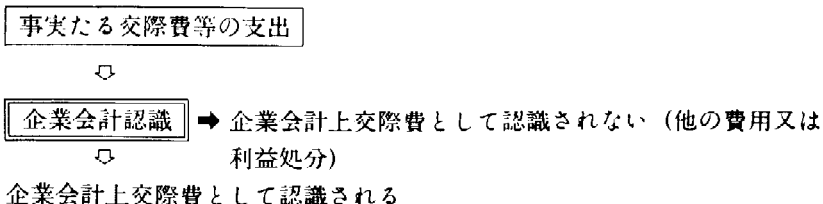
課税所得の計測は確定決算基準を前提とするから、課税所得を認識するためには財務諸表作成プロセスを逆に辿っていく必要がある。計算書類が確定される商法会計における認識及び測定、商法会計の認識対象たる企業会計における財政状態及び経営成績の認識・測定、企業会計が対象とする経済的事実の認識及び測定を逆に辿ることにより真の課税所得を認識し測定しなければ

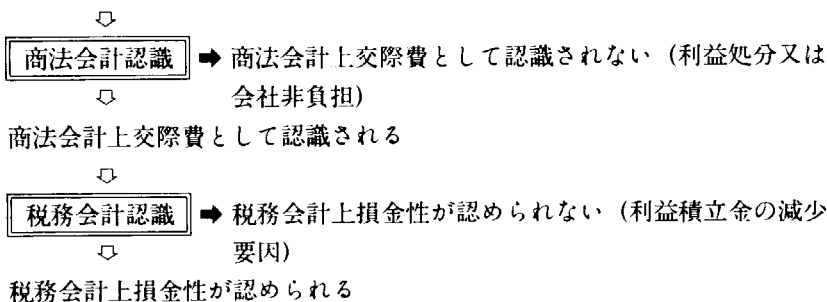
ばならない。まさに税務会計認識・測定は、三重構造における認識プロセスのフィードバック構造として理解しなければならないのである。

交際費の認識にあたっては、先づいかなる目的のためにいくらの金額を支出したかにより、企業会計原則又は企業会計基準のもとに、交際費として認識したことが適正であったか否かが検討されなければならない。さらに他の費目になっているが経済的実質性から判断して、交際費に該当すると認識される場合も含まれよう。これらは、一般に公正妥当と認められる企業会計原則又は企業会計基準によって判断されなければならない。資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社においては、外部の公認会計士又は監査法人による会計監査を必要とするが、それ以外の会社においては商法上の監査役監査によって認識及び測定の妥当性が検証されることになる。しかし、これらの監査役監査若しくは公認会計士監査及び株主総会が有効に機能していない場合がありうる。そのため、真実な課税所得を確定するためには、これら企業会計の認識・測定及び商法会計の認識・測定さらに監査が正しく行われたか否かを取引事実即ちに即して検証しなければならない。ここに税務会計認識及び測定の特異性を見ることができる。

すでに明らかにしたように、法人税法上交際費は損金なのである。ただ、租税特別措置法によって経過的に一部又は全部を損金不算入にしているにすぎない。したがって、税務会計上も基本的に交際費は損金と認識される。問題は、企業会計上の交際費認識と商法会計上の交際費認識はいかなるものかということある。両次元で交際費と認識されたものを受けて、税務会計上の認識基準が適用されて損金性の有無が判断される。これらの関係を図示すると次のようになるう。

交際費の税務会計認識プロセス





↳ （交際費等－損金算入限度額あり
その他の科目－広告宣伝費、福利厚生費、会議費、給料等

税務会計認識は、企業会計認識と商法会計認識において、正しい認識基準が適用されて適正に判断されていることを前提にする。すなわち、企業会計認識において交際費と認識された支出、さらに商法会計認識を通して交際費と認識された支出のみが、本来税務会計認識の認識対象となりうるのである。しかし、特定の事実たる支出に対して、企業会計上正しく認識されたか否か、商法会計上正しく認識されたか否かを明らかにすることは、税務会計認識を正しく行なうためにきわめて重要である。

企業会計の目的は、収入及び支出を正確に記録し、正確な記録に基づいて期間損益を適正に測定・伝達することにある。ある支出が行われた場合、その支出は会計上の記録対象にはなるが、その支出が会社の負担となる支出であるか否かについての積極的規制ルール若しくは判断認識基準をもち合わせていない。この点、商法会計は、配当可能利益（商290）制限規定を中核に株式会社の財産保全に関する積極的規制ルールをもっている。

すなわち、会社と取締役との関係は、委任に関する規定に従い善良な管理者の注意義務が要求され（商254③）、取締役は法令及び定款の定めならびに総会の決議を遵守し、会社の為に忠実にその職務を遂行する義務があり（商254ノ3）、取締役の競業避止義務（商264）、取締役と会社間の利益相反取引の禁止（商265）等の規定がある。したがって、取締役が作成する計算書類には不実の記載があってはならず、貸借対照表及び損益計算書は法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示すものでなければならない。

取締役が上記の善良なる管理者の注意義務若しくは忠実義務を怠ったり、

違法配当又は利益供与禁止規定に違反して会社財産を不当に減少させたときは、会社に対し損害賠償責任が生じ（商266）、6カ月前より引続き株式を有する株主は会社に対して取締役の責任を追求する訴の提起を請求することができる（商267）。

交際費として計上された支出が商法会計認識上費用性がないと判断されれば、それは利益処分であるか又はかかる支出を会社が負担すべきいかなる理由も存在しないかのどちらかであろう。利益処分として処理するためには、定時株主総会での承認が必要である。株主総会で利益処分が否認されれば、会社が負担すべき正当な理由が存在しないことになり、この交際費支出相当額は取締役が会社に弁済しなければならない。

交際費として計上された支出に対して税務会計認識を必要とする理由は、真実な課税所得確定上損金性が認められるか否かを判断することにある。損金性があるか否かは、課税される所得を認定する際に価値減少たる費用性が、一般に認められる企業会計基準上あるいは商法会計上は認められるかどうか（公平性）、事実認定を通して収益と費用の実質的対応関係がみられるかどうか（経済的実質性）、担税力ある真実な所得を確定するにあたって、当該支出が純資産増加の消極要因として認識されるかどうか（応能負担性）等の要件を満たすか否かによって判断される。

問題は、資本金5千万円を超える会社にとって交際費等と認定されることは、その認定額がすべて課税されることから、交際費等と認定されることは損金性がないのと同様であるかのような錯覚を与えてしまうことである。税務会計認識においては、3つの認識要件を満たすことにより損金性が認められると判断されれば、次に当該支出に適合する科目を確定し、交際費等と認識されれば租税特別措置法第62条を適用することになる。もし、損金性が認められないのであれば、それは交際費等に該当する余地はなく、利益積立金の減少たる社外流出として認識されることになる。租税判例及び税務署の判断においても、損金性がないから交際費等に該当するという考え方がみられるが、それは明らかに税務会計認識の独自の認識プロセスを意識していないためにおこる誤りである。

以下、代表的な3つの判例を通して、税務会計認識基準たる「実質主義」がどのように適用され判断されるべきかを詳細に検討してみよう。

V. 交際費租税判例の税務会計的研究

1. 遊覧船就航のためのレセプション事件

この事件は、長年引揚船として使用されていた船を遊覧船として就航させるにあたり開催されたレセプションのために支出された費用が、広告宣伝費であって交際費等には該当しないとされた事例である。⁹⁾

(1) 原告の請求原因

原告（東洋郵船株式会社）は海運業を営むものであるが、昭和34年7月1日麴町税務署長に対し、前事業年度の法人税につき欠損金54万7,400円と確定申告をし、さらに、同年8月12日欠損金17万1,900円と修正申告をした。これに対し、同税務署長は昭和35年3月1日原告の所得額を600万4,200円と更正した。原告は、この更正処分を不服として同年3月30日東京国税局に審査請求したところ、東京国税局は同年10月19日更正処分のうち所得金額574万5,000円を超える部分を取り消す旨の審査決定をした。

この審査決定を不服として、原告は東京地方裁判所に提訴した。この事件の争点は、原告が長年引揚船として使用されていた船を豪華な遊覧船として就航させるにあたり開催したレセプション関係費が、交際費なのか又は広告宣伝費なのかである。税務署及び国税局はこの支出を交際費として認定し、原告は広告宣伝費であると主張する。

(2) 原告の主張

審査決定によれば、被告は、原告が損金に計上したレセプション関係費合計495万8,728円を交際費として認定し、交際費の損金算入限度額を超えるものとして損金算入を否認している。しかしながら、このレセプション関係費は、引揚船から遊覧船に模様替えした興安丸を晴海海岸にけい船し、その船体および船内を一般の観覧に供することによって遊覧船として宣伝する目的で支出されたものである。広告宣伝は、通常不特定多数人を対象とするが、不特定であることは本質的な要件ではなく、主として宣伝的效果を意図してなされるものであれば、特定人を対象とする場合であっても差し支えないと解される。本件レセプション関係費は、前述のごとく主として宣伝的效果を意図して支出されたものであるから広告宣伝費というべきである。

(3) 被告（東京国税局）の答弁ならびに主張

法の「得意先、仕入先その他事業に関係ある者」とは、現に事業に関係ある者だけでなく、将来事業に関係のあるべき者をも包含するものと解するの

が相当であり、原告がレセプションに招待した人たちが将来原告の事業に係るべき者に該当することはいうまでもない。

本件レセプション関係費は、昭和29年5月19日付国税庁長官通達第25項が交際費として例示している新造船の進水式、新築家屋等の起工式や落成式等に朝野の名士その他事業関係者を招待する費用に該当するものというべきである。「不特定多数の者」とは、抽選にあたって金品をもらったり、旅行、観劇等に招待される者を指すのであって、本件レセプション関係費に係る招待客のごときはこれに含まれない趣旨である。

原告は、ヘルプボーイ式場手伝代、宴席設置代、オデン仕入代を除いたその余の合計325万8,260円は来客の供応、飲食等に供したものでないから、交際費として損金算入を否認するのは失当であると主張する。しかし、「交際費」とは直接の支出費であると間接の支出費であるとを問わないところ、原告主張の各費用は、いずれもレセプションを行うために必要な費用で得意先等を接待するために間接に支出したものであるから、交際費であるというべきである。

(4) 判決理由

法でいう「交際費」というためには、少なくとも次の要件を具備していることを必要とする。第一は、法人の事業経費が「事業に係る者」に対して支出されたものでなければならないということである。もとより、ここにいう「事業に係る者」とは、近い将来事業と関係をもつにいたるべき者をも含み、これを除外する合理的理由はないが、だからといって、不特定多数の者まで含むものではないことは立法趣旨に徴しても明らかである。第二は、「接待、供応、慰安、贈答」等企業活動における交際を目的とするものであって、商品、製品等の広告宣伝を目的とするものではないということである。もっともこの両目的は相排斥する絶対的なものではなく、究極的にはいずれも企業利益に貢献することは歪めないところであるから、現実の支出については、その主たる目的がそのいずれに存するかによって当該経費の性質を決定すべきである。第三は、支出金額が比較的高額であるということであり、このことは、法が「交際費」から除外するものとして挙げている費目の性質について徴して明らかである。

いま、本件についてこれをみるに、本件レセプション関係費は、原告会社が興安丸を遊覧船として使用するにあたり、それが永年引揚船に使用されて

いた関係で、一般には粗末な引揚船の印象が強いところから、かかる印象を払拭し、面目一新した容姿を公衆の観覧に供することによって顧客を吸収せんとする意図のもとに支出された事業経費である。

接待客の選定にあたっては、東京都およびその近県居住の者で、階層的には興安丸を団体利用するにつき各職場において決定権をもつと推定される銀行、会社、官庁の課長以上の地位にある者を、公刊の各種名簿類から抽出する方法によって決定したことは、いずれも当該者間に争いがなく、また、当日参観のために集まった者も、招待状を発送した1万5・6,000名をはるかに超える約5万名に達し、招待状をもっていない者に対しても、バスの利用、船内の参観、オデン料理等の飲食の供应、ショルダーバックの贈答等すべて招待券をもっている者と同様の接待をしたものである。

なお、本件レセプション関係費は、興安丸を遊覧船として就航せしめるにあたり、それを公衆の観覧に供することによって広い観客層を獲得せんことを目的とし、且つその対象者も、事業に関係のある者のみに限定されることなく、一般大衆にも及んだというものであり、しかも、これに要した費用も披露の開催に必要なもの又は広告宣伝を効果ならしめるもの、ないしは、その単価の点からみて社会通念上参観者に対する儀礼の範囲を出ない供应費であるというを妨げないものであるから、本件費用は「交際費」には該当しないと認めるのが相当である。

(5) 本件における税務会計認識

本件の争点は、本件レセプション関係費が租税特別措置法第63条第2項(現行第62条第3項)に規定する交際費等に該当するか否かである。同条同項によれば、交際費等とは「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先、その他事業に関係のある者等に対する接待、供应、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」と定められている。

この条文の文理解釈からいえば、費用を問わず接待、供应、慰安、贈答その他これらに類する行為の為の支出であればすべて交際費ということになる。しかし、論理解釈によれば明らかに他の費目になるものは、交際費に含まれないのは当然である。問題は法実質性による事実認定をどのように行うかであるが、さらに進んで税務会計認識たる経済的実質性から判断する必要がある。通達(措置法関係通達62(1)-1)にもあるように、寄付金、値引き及び割戻し、広告宣伝費、福利厚生費、給与等に該当するものは当然ながら交

際費等には当たらない。

「得意先、仕入先、その他事業に関係ある者」とは、被告の主張によれば、「現に事業に関係のある者だけでなく、将来事業に関係のあるべき者をも包含するものと解するのが相当であり、原告がレセプションに招待した人達が将来原告の事業に関係のあるべき者に該当することはいうまでもない。」¹⁰⁾というが、それは消極的意味においてであり、将来事業に関係する者を除外するものではないが、積極的意味においては得意先若しくは仕入先に限定されない事業関係者、例えば資金の借入先、貸付先等を指すものと解すべきである。将来事業に関係する者とは近い将来をいうのであって、これを拡大解釈すると「得意先、仕入先、その他事業に関係ある者」は、無限の将来に拡大される可能性があり、国内はもとより世界の不特定多数の全てがこれに含まれることになる。そうではなくて、ここでは交際費等の支出先をなんらかの意味で限定しているものと解さなければならない。すなわち「将来事業に関係する者」とは、近い将来に限定されるものであり、得意先及び仕入先等の特定の事業関係者に限定されるべきであり、不特定多数をここに含められないのは当然である。

また、被告は同法施行令第39条（現行租税特別措置法施行令第38条の2）に規定する交際費除外事項に、「本件レセプション関係費のごとき費用は含まれていない」¹¹⁾と主張するが、同施行令でいう「カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用」とは、広告宣伝費に該当するものは交際費から除外すべきことを意味し、「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」とは会議費であり、会議費は交際費から除外すべきことを意味し、「新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用」とは、編集会議費又は取材費が交際費から除外されるべきことを規定したものであり、税務会計上の理論的解釈としては、これらの費用すなわち実質的に他の費用とすべきことが明らかな費目については交際費から除外すべきことを規定したものと解されなければならない。従って、被告のいう当該レセプション関係費が同施行令に含まれていないから交際費に該当するという解釈はあまりにも形式すぎるものであり、税務会計理論上かかる判断認識を容認するわけにはいかない。

さらに被告は、昭和29年5月19日付国税庁長官通達第25項（現行租税特別措置法関係通達62(1)－12(1)）が交際費として例示している「新造船の進水式、新築家屋等の起工式や落成式等の朝野の名士その他事業関係者を招待する費用に該当するものというべきである。」¹³³と主張するが、進水式とは新しく建造した船を造船台から滑らせて水上に浮かばせることをいうから、本件の興安丸を遊覧船として就航させるにあたり開催されたレセプションを進水式とはいえず、まして起工式や落成式でないことは明らかである。しかし、一步譲ってこれに類するレセプションであり、朝野の名士その他事業関係者を招待する費用に該当するとしても、これが直ちに交際費になるわけではない。進水式、起工式及び落成式であっても、通常要する費用は交際費に含まれないと解すべきであるからである。その場合には通常要する費用額の限度を状況に応じて実質的に判断しなければならない。

判示理由にもあるとおり、接待客の選定は「東京都及びその近県居住の者で、階層的には興安丸を団体利用するにつき、各職場において決定権を持つと推定される銀行、会社、官公庁の課長以上の地位にある者を、公刊の各種名簿から抽出する方法によって決定したことは、いずれも、当事者間に争いがなく」¹³⁴とあるところから、これらの抽出方法による接待客の選定は、ある程度無差別であり将来の顧客になることが類推されるとしても、これをもって直ちに「得意先、仕入先、その他事業に関係ある者」に該当すると判断することは適切でない。また、当日のレセプションは、新聞にも広告を出しておりその結果、当日参加した者は招待状発送者1万5・6千名をはるかに超える約5万名であり、招待状を持っていない者に対しても招待状を持っている者と同様の接待をしている。以上のことから、本件のレセプション関係費は明らかに広告宣伝費の意味あいの方が濃厚といえる。

さらに、本件レセプション関係費の金額の適正性について、「披露の開催に必要なもの又は広告宣伝を効果ならしめるもの、ないしは、その単価の点からみて社会通念上参観者に対する儀礼の範囲を出ない供応費であるというを妨げないものである」¹³⁵という裁判所の判断を受け入れれば、本件における交際費に該当するという被告の主張は相当性に欠けるといわなければならない。

2. 法人税更正処分等取消請求事件

この事件は、会社が役員及び従業員の忘年会、飲食代金等の費用として支

出した金員が、租税特別措置法第62条第4項（現行同法第62条第3項）所定の交際費等に当たるとされた事例である。⁽¹⁹⁾

(1) 原告の請求原因

原告（株式会社インターイメージ）は広告業を営む青色申告法人であるが、昭和47年6月10日から同48年5月31日までの第1事業年度の確定申告を同48年7月24日に欠損金額492,148円で提出したところ、同49年12月27日税務署の更正を受け課税所得31,123円と認定された。これに対し原告は国税不服審判所に審査請求をし、審判所の裁決によると欠損金額は19,673円と認定された。

さらに、原告の昭和48年6月1日から同49年5月31日までの第2事業年度について同49年7月23日、原告は14,074,233円の確定申告を提出したが、これに対して税務署は同52年6月29日課税所得22,277,022円と更正し、過少申告過算税162,600円を課した。

これら一連の各更正に対して、原告はいずれも所得を過大に認定したものであるから違法であり、かかる違法な更正を前提とした本件決定も違法であるとして取消を求める訴を提起した。

本件の争点は、会社が役員及び従業員の為に負担した支出額が、課税上どこまで損金として認定すべきかである。

(2) 被告（税務署）の主張

① 原告の第1事業年度の欠損金額は19,673円、第2事業年度の所得金額は23,006,627円であるから、この金額の範囲内でされた本件各更正は適法であり、従って第2事業年度の第3次更正を前提とする本件決定も適法である。

（第1事業年度）

申告欠損金額	492,148円
地代家賃中損金と認められないもの	337,600円
交際費等の損金不算入額	134,875円
（差引）欠損金額	19,673円

② 福利厚生費とは、おおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用、および従業員の親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用等をいうものと解されているから、社内での飲食、すなわち事務室等実際に従業員が法人の業務に従事している場所で行なう飲食のみが通常要する費用としての福利厚生費にあたる。したがって、従業員の慰安等のために社外の飲食店等で行なう宴会等に要する費用は、個々

の会社の立地条件等を考慮することなく一律に交際費に該当するものと解すべきである。

③ 原告の第2事業年度

申告所得金額	14,074,233円
役員報酬中役員賞与に該当するもの	3,940,000円
地代家賃中損金と認められないもの	4,004,000円
交際費等の損金不算入額	515,919円
繰越欠損金過大計上分	472,475円
(合計) 所得金額	23,006,627円

原告は、第2事業年度における交際費等の額を8,975,992円、交際費等の損金不算入額を4,651,901円と計算して法人税の確定申告をした。しかしながら、損金不算入額を算出すると5,167,820円となるから、その差額515,919円を申告所得金額に加算すべきである。

その詳細は次のとおりである。

- ④ 原告が会議費として損金経理した金額のうちに、交際費等の額34,545円が含まれていた。これは、役員及び一部の従業員が社外において酒類を伴う飲食をした費用であって交際費等に該当する。
- ⑤ 会議費として損金経理していた金額は、原告の役員及び一部従業員が社外において酒類を伴う飲食をした費用であるから、交際費等に該当する。
- ⑥ 原告が交通費として損金経理していた金額のうち、原告の役員或いは従業員が銀座において深夜飲食した後の帰宅費用としての交通費は交際費等に該当し、また原告の関与税理士を社外において接待した後の同人の帰宅費用たる交通費も交際費等に該当する。
- ⑦ 福利厚生費として損金経理していた中に、原告の役員及び一部従業員の社外における酒類を伴う飲食費用が含まれていたが、それは交際費等に該当するものである。

(3) 原告の反論

① 交際費等とは、法人の外部の者に対する接待、供応等のために要した費用であり、法人の内部の者は法人の事業に関係のある者等にあたらないから、それらの者に対する接待、供応等のために支出された費用は交際費等に該当しない。

② 仮に、法人の内部の者に対する接待、供応等と同種の行為のために支

出された費用が交際費等に該当することがあるとしても、社外で行われた忘年会の費用（出席者は約15名）、忘年会の二次会の費用（出席者は14名）、社外で行われた御用納めの宴会の費用（出席者は約15名）、社外で行われた会社創立記念日の社員慰労会の費用等、いずれも宴会に通常要する費用として交際費等に該当しないものである。

③ 被告が交際費等に該当するとしたもののなかには、原告の役員或いは従業員の残業或いは休日出勤の際の食事代が含まれているが、原告は残業手当を支給する代わりに食事代を負担することになっていたので、この食事代は交際費等に該当しない。

④ 被告は、社外で行われた宴会等の費用は交際費等に該当すると主張するが、原告の立地条件、福利厚生設備等を考慮することなく、社内で飲食できない原告に右基準を適用することは不当である。

⑤ 原告は、日中の業務及び残業後の帰宅にはハイヤーを利用することを認めていたので、帰宅費用が交際費等に該当しないことはいうまでもない。被告は、飲食後の帰宅費用は交際費等に該当するというが、帰宅前の飲食の有無によってその経費の性格がかわるものではない。

(4) 被告の再反論

原告は、「事業に関係のある者等」の範囲に従業員が含まれないと主張するが、特定の支出のみを交際費等に該当しない旨の規定（租特措法62③）から明らかなように、「事業に関係ある者等」に従業員が含まれることを当然の前提としているのであって、原告の主張は失当である。

(5) 判決理由－第1事業年度

① 銀座アスターで行われた忘年会の費用、サロン・タカナワで行われた忘年会2次会の費用については、当時給与の支払いを受けていた者は代表取締役外10名であったと認められるから、忘年会には同人数程度の者が出席したものと推定され、また2次会の出席者は10名であったと認められるから、1人あたり費用は合計約9,000円余となる。これは、一般に福利厚生費として認められる範囲を超えていると解するのが相当であるから、交際費等に該当する。

② ホテルニューオータニで行われた御用納めの会の費用は、1人当たり約2,460円であり、一般に福利厚生費として認められる範囲を超えていると解するのが相当であるから、交際費等に該当する。

③ 社外で行われた会社創立記念パーティの費用は、代表取締役国安義朗外13名で1人当たり約2,700円となる。この金額は、一般に福利厚生費として認められる範囲を超えていると解されるので交際費等に該当する。

④ 昭和47年11月21日に2名の飲食費用11,440円と同月22日に2名の飲食費用11,130円については、場所、金額からみて通常の食事の限度を超えていると認められるのが相当であるから、交際費等に該当する。

(6) 判決理由―第2事業年度

① 第2事業年度において、原告が諸会費として計上していた金額で、昭和48年10月11日のろくさん亭での費用額10,340円及び10月24日のサパークラブ・ノンサッチでの費用額5,445円は、いずれも諸会費等の名目で、負担すべき通常の食事の程度を超えていると認めるのが相当であるから交際費等に該当する。

② 原告が会議費の名目で計上していたなかに、レストラン・キャティにおいて飲食した費用12,840円（1人当たり6,420円）、従業員慰労のためのパブレストラン・ダンケで支出した費用18,634円（1人当たり2,662円）、新入社員の入社歓迎会を赤坂の東カン大飯店で行った際の費用で69,000円（1人当たり3,833円）、これらの支出はともに会議費としての費用負担を相当とする程度（料理飲食税が課される1,200円）を超えたものと認められるので交際費等に該当する。

③ この会議費の中に、昭和49年5月8日に5人がパブレストラン・ダンケで飲食をした費用4,600円があり、1人当たり920円にしか過ぎないことが認められるが、飲食の場所、飲酒を伴っていることから、会議に関連して生じた費用であるとは認められないのみならず、当該飲食がどのような趣旨のものであるかを明確に認定するに足る証拠はないから、交際費等であると認めるのが相当である。

④ 原告の主張によれば、残業或いは休日出勤に際しての食事であり福利厚生費であるとされる支出のなかに、ダンケ支払分10,560円（1人当たり2,640円）、青山のレストランあおしまでの支払分9,130円（1人当たり1,826円）、世界貿易会館のレストラン・プルニエでの飲食費8,040円（1人当たり2,680円）、ダンケ支払分11,555円（1人当たり5,777円）、高輪プリンスホテル支払分5,580円（1人当たり2,790円）等が含まれている。これらは、いずれも法人が負担すべき通常の食事の程度を超えているものと認めるのが相当である。従って交

際費等に該当する。

⑤ 退職社員の送別会の費用48,510円については、当時の従業員数は18名であるから、仮に全員が出席したとしても、1人当りの費用は2,700円弱となり、法人が福利厚生費として負担するのを相当とする程度を超えていると認められるから交際費等に該当する。

⑥ 原告が交通費として損金経理していたなかに、役員或いは従業員が遅くまで飲食をした後の帰宅費用が含まれている。原告は従業員或いは役員の残業後の帰宅費用であるというが、乗車経由がすべて銀座から六本木、目黒、赤坂、三鷹を経由しているところから、残業後の帰宅費用であるという具体的な立証がなされない以上、上記認定を履すことは出来ない。

仮に飲食費が交際費に該当するとするならば、この交通費は交際費に伴う支出として認定されうるし、仮に飲食が自己の遊興のためになされたものであるならば会社がその帰宅費用を負担するなんらの理由も存在しない。

(7) 本件における税務会計認識

税務会計の目的は、課税適状にある所得を正確に把握することである。課税所得を正確に把握するためには、課税所得の積極的要素たる益金と消極的要素たる損金を認識し、測定し、伝達しなければならない。本来、企業会計の認識及び測定が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準によって損益計算が行われていることを前提とすれば、課税所得の確定は確定決算基準に基づく利益の修正・加工のみに限定され、かなり単純・明瞭になるであろう。

しかし、現実には企業会計の認識及び測定領域に税務会計認識及び測定が入っていかなければ、正しい課税所得が計測されえないという状況がある。本件の問題は、交際費の税務会計認識以前に、福利厚生費、交通費、会議費、諸会費等がいかなる費目であり、いかなる支出に対して設定できる科目か、さらに、営利企業の費用概念とは何であり、どのように認識すべきかを明確にすることが重要であろう。

福利厚生費とは、従業員のための福利厚生のために支出する費目であり、健康保険法及び厚生保険法等による会社の負担分たる法定福利費、従業員のための病院、体育館、食堂、保養所、社宅等の維持・管理のための福利厚生施設費、その他従業員の健康診断、慰安、運動会、旅行、教養及び慶弔等のための厚生費をいい、¹⁰ 従業員の働らく物理的、精神的環境整備のために支出する費目であると意義づけられる。

本件での問題は、忘年会の費用、忘年会2次会の費用、御用納めの宴会の費用、会社創立記念日の社員慰労会の費用が福利厚生費に該当するか否かである。原告は、福利厚生費に該当するものであり交際費に該当しないとして次のように主張する。「交際費等とは法人の外部の者に対する接待、供給等のために要した費用であり、法人の内部の者は法人の事業に関係のある者等にあたらないから、それらの者に対する接待、供給等のために支出された費用は交際費等に該当しない。」¹⁷⁾しかし、租税特別措置法にいうところの「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用を除く」(昭和48年法律16号による改正前の租税特別措置法第63条第4項、現在の租税特別措置法第62条第3項)とは、従業員のために通常要する費用は交際費に含まれないという意味であり、通常要する費用を超えた場合には交際費に該当する旨が予定されている。従って、「事業に関係ある者等」には、従業員も役員も当然に含まれると解される。

かかる解釈を前提とすれば、問題は係る支出が福利厚生費なのか交際費なのかということになる。被告は、社外で行われた宴会の費用は交際費に該当するというが、社外で行われたとしても、それが通常要する支出額であれば福利厚生費に該当するといえる。なぜなら、係る宴会によって従業員どうし又は従業員と役員との親睦を図ることにより、従業員の志気を高めより良い労働環境を創造する要素も絶無とはいえないからである。この点地裁の判断によれば、「法人が従業員の慰安のために忘年会等の費用を負担した場合、それが法人が社員の福利厚生のため費用金額を負担するのが相当であるものとして通常一般的に行われている程度のものである限りその費用は交際費に該当しないが、その程度を超えている場合にはその費用は交際費等に該当すると解するのが相当である。そして、忘年会等が右のような意味で通常一般的に行われている程度のものか否かは個々の忘年会等の具体的態様、すなわち開催された場所、出席者一人あたりの費用、飲食の内容等を総合して判断すべきであって、社外で行われたか否かということだけで判断すべきではない。」¹⁸⁾と述べる。

判示によれば、具体的に検討した結果通常の忘年会費用を超えており、法人が負担すべき福利厚生費の範囲を超えていると認定し交際費等に該当すると判断している。事実認定の証拠書類別表二によれば、昭和47年12月21日に銀座アスターで社員忘年会を行ないその支出額32,798円、同日その後サロン

タカナワで忘年会の二次会を行ない68,400円が支出されている。1人当たり約9,000円の支出は、当時の物価水準からみて明らかに従業員の親睦のための福利厚生費の枠を超えているものといえよう。さらに、忘年会から8日後の12月29日に、ホテルニューオータニで年末御用納めを行ない、29,629円を支出している。これらの支出額は、法人の経理上費用として計上されているものであるが、企業会計上これらは費用として認識されるものなのであろうか。

企業会計上、交際費は費用科目である。一般に費用認識は、会計事象に対する科目認識と金額認識を含む。金額認識は測定の問題であるが、事象の認識によっては金額に影響を与えるので測定の方法をも含む前認識として金額認識が含まれる。ところで、費用概念は会計学上収益獲得のための価値犠牲と捉えられており、当期の費用支出は当期の収益と対応的関連性がなければならない。しかし、これは企業が利潤獲得のために経済的合理的活動をする筈であるという前提にたっている。企業会計は、かかる経済合理主義に基づき収入した価値増加と支出した価値減少を正確に認識・測定することにあるから、支出した内容ともっとも適合する科目を認識し、測定しなければならない。もっとも、支出した金額が適性であるか否かは企業会計の律するところでないかもしれない。支出した金額及び収入した金額を正確に記録することが、企業会計の第一義と考えられるからである。

企業会計の認識としては、支出された金額に対する最も適切な勘定科目をいかに選択決定するかである。この場合の認識思考の要件としては、第一に支出内容を適切に表示する勘定科目を選択決定すべきであることはいうまでもない。表示科目と金額だけの財務諸表が、利害関係者に有用な意思決定情報を提供するためには、科目と金額が真実でなければならない。真実の要件は、科目名が何を表すかについて誰もが理解出来る標準的な科目を選択決定すべきである。従って、それは真実であると同時に利害関係者の判断を誤らせないほどに明瞭でなければならない。

ところで本件に戻ろう。企業会計上、法人の経理担当者が福利厚生費として経理処理したことが適切であったかどうか。すなわち、忘年会の二次会及び御用納めの費用支出が福利厚生費に該当するか否かである。これは、福利厚生費の勘定科目をどのように理解するかにかかっている。従業員が含まれていればいかなる接待・交際費の支出も福利厚生費となるという広義の理解と、従業員の労働環境及び志気の高揚に必要な最低限の支出に限定されると

する狭義の理解の2つがある。企業会計上も後者の認識をもって正しいというべきであり、忘年会および忘年会の二次会が従業員及び役員の双方参加により一流レストランで行われた支出までも福利厚生費と捉えることは明らかに誤りである。にもかかわらず、これを具体的にチェックする会計原則又は会計基準は何も存在しない。法的には、会社機関の1つである監査役による指摘、株主総会での決算承認の否決によってチェック可能ではあるが、どちらも形骸化している今日の状況においてはかかる法的規制も直接的影響力をもたない。現に本件においても、いかなるチェック機構も経ずして福利厚生費として申告されているのである。

しかしながら、税務会計理論においては、福利厚生費か交際費かの認識は極めて重要な判断決定領域として位置づけられる。先ず第一に、福利厚生費は従業員のために支出されたものであり、且つ法人の収益獲得と関連していることが要求される。いわゆる企業会計理論上の費用・収益対応の原理を満たすものでなければならない。

「福利厚生費は支出の仕方によっては、交際費に近い結果になることがある。特に慶弔見舞いとか、親睦行事としての旅行・忘年会などは、見方によっては福利費とも交際費ともなるケースがある。」¹⁸⁾といわれるが、慶弔規定のある慶弔見舞いは別として、親睦を深めるための旅行・忘年会が福利厚生費になるとはにわかに賛成しがたい。かかる支出が論理的に費用・収益対応の原理を満たすものであり、法人がその支出を負担しなければならない積極的理由を立証することは困難だからである。

我が国の慣習上、旅行・忘年会にはアルコール飲料が付き物である。親睦を深めるのが目的であるならば、コーヒーと茶菓子でも十分であるし、特にアルコール飲料が不可欠であるという合理的根拠を見い出すことができない。法人の費用として計上するためには、収益との対応関係を常に認識基準として働かせなければならない。そのために、企業会計上確固たる費用認識基準が必要とされる。この認識基準として何が作用すべきかについては、私見によれば発生主義ではなく新しい実現主義を適用すべきだと考えている。¹⁹⁾

税務会計認識基準として適用されるのは、実質課税の原理に基づく実質主義であると考えなければならない。かつて、税務会計の認識基準として権利確定主義と債務確定主義があり、費用認識には「債務が確定していないもの

は、費用とは認められない。」²¹⁾ という債務確定主義が働らくと考えられていたが、これはある特定の取引に対する説明にはなりえても、これをもって発生費用のすべてを説明することは不可能であるばかりでなく、ある支出が福利厚生費となるのかそれとも交際費となるのかの判断基準として債務確定が働くとは到底考えられない。

認識基準とは、特定の事実に対して益金・損金を認識し、具体的科目設定のための判断基準を提供するものでなければならないから、益金認識のための権利確定主義、損金認識のための債務確定主義は、税務会計の具体的認識基準としては全く作用しないと言わなければならない。福利厚生費か交際費かは、企業会計上の認識基準の適用を前提として、税務会計特有の判断基準たる実質主義を適用することにより公正に判断しなければならない。

税務会計認識基準たる実質主義を適用すると、その認識要件は公平性、応能負担性、経済的実質性である。これらの要件を本件にあてはめると、第一の要件たる公平性要件を満たさない。何故なら、忘年会並びにその二次会及び御用納めの開催場所が高級であり、1人当たり金額及び総支出金額が高いことである。これらの高額支出に対して損金性を認めることは、国家がその分援助したことになり、他の納税者との関連で著しい弊害をもたらすことになるからである。第二の応能負担性の要件とは、課税所得をその担税力に応じて認識するものであり、この担税力とは企業会計論理上の費用・収益対応の原理を前提に益金・損金差額原理により具体的に認識することを要件とする。本件の場合、損金項目に忘年会等の会社負担費用が含まれるためには、それらの費用が何故会社の負担になりうるのかの論拠を明確にしなければならない。その論拠を明らかにすることはきわめて難しいといえよう。第三に経済的実質性の要件とは、コスト・ベネフィットの経済原則からみて、かかる飲食費の支出が実質的にいかなる意味を有するかを分析し、経済的実質性が認められるか否かを判断しなければならない。係る忘年会等の費用は、基本的に企業の経済的実質性との関連性を見出すのはほとんど困難であり、結局は従業員を接待することにより上司と部下との人的関係を円滑にするのが目的であり、もしそうであるならば、上司が自らの意思で個人負担すべきものであり、これを会社の負担にすべきは公私混同であり、経済的実質性の要件を満たさないことになろう。

本件のケースにおいては、以上の税務会計認識基準の適用結果として、忘年会等の開催場所が一流のレストランであること、1人当たりの金額が「通常一般的に行われている程度」を超えていることから、福利厚生費と認識することはできない。さらには、忘年会の二次会の費用を福利厚生費として法人が負担すべきいかなる根拠も見出すことができないというべきである。

3. 創立記念祝賀会事件

この事件は、会社が開催した創立記念祝賀会に従業員とその家族及び下請業者が参加した場合において、会社が祝賀会費用として支出した金員が、福利厚生費に該当せず、交際費等に該当するとされた事例である。²²

(1) 原告の請求原因

原告（大栄電気株式会社）は、昭和52年5月1日から昭和53年4月30日までの事業年度における所得金額を3億4,190万4,680円と申告したところ、福利厚生費として計上した590万3,835円が交際費等に該当するとして、この損金算入限度超過額542万616円を所得に加算し、原告の所得が3億4,732万5,296円と更正され、過少申告加算税が賦課決定された。これに対し原告が更正処分取消請求の訴を提起した。本件の争点は、原告が開催した創立記念祝賀会の支出が、福利厚生費か交際費かという点である。

(2) 被告（税務署）の主張

原告は、昭和52年5月20日に会社創立30周年を記念して式典及び祝賀会を開催し、その支出額を福利厚生費として損金の額に算入して確定申告したが、これは福利厚生費ではなく交際費と認識すべきである。なぜなら、本件支出は原告の従業員とその家族の他に下請業者をも対象としてなされた祝賀会に係るものであり、もっぱら従業員のために支出されたものではない。

これらの下請業者は、原告から独立して存在する業者であり、原告の受注工事を離れては原告の指揮監督下にもないものであって、原告の従業員と同視することはできず、全参加者の1割に満たないとはいえ、外部の者を表彰するために接待したことは、下請業者を接待したものと認めるのが相当である。

また本件祝賀会は、宴会場、ホテル等、宴会を行うことを主たる営業目的とする場所で開催され、1人当たり平均支出額も9,416円となっており、
「おおむね一律に社内にて供与される通常の飲食に要する費用の程度」を

超えておりこれは交際費に該当する。

(3) 原告の反論

① この創立記念祝賀会は、10年毎に行っており、本件行事は30周年を記念して全従業員とその家族(627名)及び下請業者(60名)を参加させて、極く内輪の家族的祝宴行事であった。この下請業者は、準従業員であり、受注工事にたいしては従業員と同じ作業服を着てあたってもらっている。原告は、例年の創立記念日に原告従業員の永年勤続表彰に併せて、これらの下請業者のうち優良業者の表彰を行っており、本件記念行事の際も、例年と同様表彰のために下請業者を呼び特に参加させたものである。従って、部外者は一切接待しておらず、従業員とその家族の慰労を目的としたものであるから福利厚生費であって交際費にはあたらない。

② 被告は下請業者60名が加わっていることを理由に、もっぱら従業員のために支出されたものではないというが、通常一般の税実務においても、総体的に占める構成指数が10%に満たないものは、特に課税上弊害がない限り是認しているのが実情である。本件祝賀会に近似する社内の各種慰安会、運動会等において、社外の取引関係者のうち限られた少数の者を招待することは日常一般的に行われているのであって、本件祝賀会全体を一刀両断のもとに一律に認定することは暴挙に近いといわなければならない。

仮に、被告主張のとおりこれら下請業者の招待が接待にあたるとしても、本件祝賀会全体が接待等を意図したものでないから、もっぱら従業員の慰安のためのものではないとはいえない。従って、本件支出のうち少なくとも従業員に係る支出分については福利厚生費として認められるべきである。

③ 被告は本件祝賀会の支出額が通常要する支出を超えているというが、法人が従業員の慰安、慰労のために1人あたり1万円前後の費用を支出することは特に異例ではなく、通常一般的に行われていることである。本件支出は1人当たり平均9,416円にすぎず、本件祝賀会の意図、態様等に照らせば、決して社会通念に反するほどの多額な支出費用とはいえない。

④ 被告は、本件祝賀会が社外の宴会場で開催されたことを指摘するが、創立祝賀会の宴会場を社外の適当な場所に求めるのは極めて一般的なことであり、現に括弧書き規定も社屋内行事のみに限定していない。被告の主張は通達62(1)-9の「社内」という文言にとらわれたもので、通達の真の意図がおおむね一律に供与される飲食の程度を表現するところにあることを正解し

ないものである。

(4) 被告の再反論

① 原告は、本件支出のうち少なくとも従業員に対する支出分については福利厚生費として認められるべきであると主張する。しかし、本件支出はもっぱら従業員のためにのみ支出されたわけではない。下請業者と従業員が一体となつて行なう宴会等は、事業関係者間の親睦を密にして取引関係の円滑な進行を図るものであつて、このために支出された費用は、下請業者と参加した従業員とを区別することなくすべて交際費等とされるべきである。

② 原告は、通常一般の税実務において総体的に占める割合が10%に満たないものは是認されると主張するが、独自の見解にすぎずそのような実情は存在しない。

③ 本件支出が、措置法第62条4項括弧書きで定める通常要する費用の範囲内にあるか否かは、原告の本件祝賀会に対する意図、目的にかかわらず、その開催場所、参加者1人当たりの費用、飲食の内容等を総合して、それに要した費用が当該法人において従業員の福利厚生のための費用として、全額を負担するのが通常一般的にみて相当であるか否かによって判断されるべきものである。

(5) 判示理由

福利厚生費として交際費から除かれるためには、もっぱら従業員の慰安のための行事の費用であると同時に、当該行事が法人が費用を負担して行なう福利厚生事業として社会通念上一般的に行われていると認められるものであることを要すると解するのが相当であり、たとえ従業員の慰安のための行事であっても、通常一般的に行われている程度を超えるときは、その費用は通常要する費用の範囲を超えるものとして交際費等に該当するものと解すべきである。通常一般的に行なわれる範囲内のものであるか否かは、当該行事の規模、開催場所、参加者の構成及び1人当たりの費用額、飲食の内容等を総合して判断すべきである。

本件祝賀会は、原告の従業員及び下請業者を接待、供応、慰安するための行為であり、措置法第62条4項括弧書きに該当しない限りは同条の交際費等に当たるといふべきである。本件創立記念祝賀会の参加者627名の中には下請業者60名が含まれており、本件祝賀会がもっぱら従業員の慰安のために行われたとはいえない。また、10年に一度開催される創立記念行事とはいえ、一

流の宴会場においてプロの楽団や芸能人等を招いて行われたもので、総額の支出は590万3,835円（1人当たり12,642円）はわずか3時間前後の短時間に行われた行事の費用としては相当に高額であり、法人が費用を負担して行なう福利厚生費として、社会通念上一般的に認められる行事の程度を超えているものといわざるを得ない。

したがって、本件支出はもっぱら従業員の慰安のためのものではなく、また通常要する費用の範囲を超える点において、措置法第62条第4項括弧書きの費用に該当せず、交際費等に該当するものというべきである。

(6) 本件における税務会計認識

本件の判示理由によると、2つの点から交際費等に該当するという。第1点は、本件祝賀会は下請業者が含まれておりもっぱら従業員の慰安だけを目的としたものでないから、福利厚生費に該当しないので交際費等であるということ、第2点は福利厚生費としては金額が大き過ぎることから交際費等であるという。

第1点は、下請業者を従業員とみなすかどうかの問題である。原告は「これらの下請業者は、原告が受注した工事を施行する際原告の従業員と一体となって工事にあたるもので、いわば準従業員ともいうべき立場にある。ちなみに原告は、例年の創立記念日に原告従業員の永年勤続表彰に併せて、これらの下請業者のうち優良業者の表彰を行っており、本件記念行事の際も、例年と同様表彰のために下請業者を呼び特に参加させたものである。」⁹⁹と主張するが、実際に招待されたのは下請業者の従業員ではなくその代表者である。とするならば、原告の主張は当たらないことになる。

判示理由によれば、「原告が本件祝賀会に招待したのは、下請業者の従業員ではなく、下請業者の事業主体であって、各下請業者はその代表を1名参加させているのである。その上、下請業者の約半数は原告の注文にはほとんど依存していたとはいえ、下請業者の全員が原告の業務に専属的ないし経常的に従事していたものではなく、随時他の業者等から工事を請負うことも自由な立場にあった。」¹⁰⁰という。それが事実とすれば、本件祝賀会は、従業員とその家族の慰安及び下請業者との円滑な協力関係の推進という2つの目的があったものであり、その限りにおいて従業員の福利厚生費としてかかる支出を計上することは適切でない。

第2点は金額の多寡である。本件祝賀会の支出の内訳は、サービス料・税

金を除いて、そのほとんどは和洋食・中華料理・日本酒・ビール・ウィスキー等の飲食代とプロの楽団や芸能人を招いて行われた余興代であり、開催場所は、東京本社が八芳園、大阪支店は太閤園、名古屋支店は名古屋国際ホテルと一流の宴会場で行なわれた。1人当たりの支出額は、東京本社で13,045円、大阪支店で13,622円、名古屋支店では9,022円、平均12,642円となるが、これは「法人が費用を負担して行なう福利厚生事業として社会通念上一般的に行われていると認められる行事の程度を超えているものといわざるを得ない。」²⁹というが、この社会通念上一般的に行われていると認められる行事の程度とは一体如何なる程度を指しているのかが問題である。

租税特別措置法第62条第3項の「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他政令で定める費用を除く」という規定は、本来従業員の労働意欲を高めるための支出である福利厚生費が企業の負担によることの当然の原理から、課税所得計算においても損金として認識しようとするものである。

この点について、判示は「括弧書きで右費用を交際費等から除外しているのは、従業員も『事業に関係ある者等』に含まれ、その慰安行事のため支出する費用が本来は交際費に該当することを前提としながら、右費用が通常要する費用の範囲を超えない限りは従業員の福利厚生費として法人において負担するのが相当であり、その金額につき損金算入を認めても法人の社会的冗費抑制等の目的に反しないとして、これを交際費等から除外することにしたものと解される。」²⁹と述べる。法解釈としては妥当な解釈といえる。但し、社会的冗費抑制たる法的効果が十分認められる場合に限ってである。現在のよう、交際費課税が企業にとっていかなる歯止め効果も有しない場合には、交際費そのものの意義と損金の具体的概念を明確にしなければ課税所得の計測そのものに弊害をもたらすことにつながる。

租税特別措置法第62条第3項による交際費の定義は、「交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。」とある。したがって、費目名の如何に関わらず接待、供応、慰安、贈答等の行為は、基本的に税務上交際費を構成することになる。にもかかわらず、他の費目による方がより適切と判断される場合には交際費とは認定されない。交際費として認定されるか否かは、法人課税

所得にとって課税されるか損金になるかの大きな違いとなって現れる。

交際費課税の趣旨として従来から、「交際費を無制限に損金として控除するということは、これにより法人税負担が減少する分だけいわば国が企業の交際費支出に補助金を付けてやるようなもので、税負担の公正な配分が損なわれることにもなりかねないからである。」²⁷⁾といわれる。しかし、交際費の問題は税務会計上は損金認識の問題であり、企業会計上は費用認識の問題である。企業会計上、交際費は事業のために使われている限りその金額が費用であるという考え方がある。もし、かかる考え方が制度上実践されているならば、健全な企業会計制度上大きな問題としてとりあげなければならないし、それらを健全化すべく企業会計基準形成を志向しなければならない。税務会計上は、交際費もまた損金として捉えなければならない。一度損金として認識されたものが、租税政策上の租税特別措置法によって課税されると考えなければならない。しかし、現行租税特別措置法による交際費規定は、真実な課税所得を計測する税務会計学的立場からみて問題がある。

判示から容易に理解されるように、福利厚生費でなければ交際費という法的事実認定は基本的損金認識プロセスが欠落している。交際費とは、税法が予定しているほど広範な領域を意味しない。企業会計上交際費は費用であるから、費用概念に合致する要件が満たされているか否かの認識基準が適用された結果として費用計上されたものであり、税務会計上はそれを前提に、損金概念に合致するか否かについて、税務会計認識基準を適用して認定することになる。

かかる税務会計認識基準を通して本件祝賀会を検討するに、これは明らかに福利厚生費とはいえないが、さりとてこれを交際費と認定することには問題がある。いわゆる本件祝賀会の支出は、当該事業年度の課税所得計算上損金を構成しないのである。判示は、損金性のないことと交際費認定が同次元であるとするが、これは明らかに異なる。この誤りは、税務会計認識基準を適用せずして法的事実認定だけで課税関係を捉えようとするところから生ずる。費用という概念は、収益との対応理念を媒介に認識されうる収益の価値減少概念である。これを何故損金として認識しないのかということになる。

本件における租税法による事実認定において重要な点は、結局当該支出が「通常要する費用」であるか否かを判断することにある。しかし、この判断基準は法的事実要件の問題ではなく、税務会計上の損金認識基準の問題とな

るのである。すなわち、「通常要する費用」か否かは法人が負担すべき支出であるか否か、ひいては課税所得計測上担税力があるか否かによって判断しなければならない。

原告の反論によれば、本件創立30周年記念祝賀会の支出は「10年を画して催す家族帯同の慶祝慰労の宴であることを考慮すれば、極めて堅実妥当な額であり、宴会場を社外に求めることは、社屋の狭隘もさることながら、一般になじまないこの種宴席にでることも参加者の慰労の気を倍加するものであって、家族的祝宴の目的を十分に達したといえることができる。」⁹⁸と主張する。これに対し、判示理由では「通常要する費用」を超えているというだけで、何故そのように判断すべきかの合理的基準が何等示されていない。

税務会計学上、この種の支出は損金を構成しないと認識されうる。企業会計上もこれは福利厚生費でもなく交際費でもない。判例は交際費であるというが、税務会計学上交際費の要件を満たしていないといえる。交際費は、基本的に真実な課税所得計測上損金なのである。これを税務上否認する根拠は、実質的に交際費の事実要件を満たしていないときである。本件の支出が原告の主張の通り、家族的祝宴の目的を達するために極めて堅実妥当な金額であったとしても、これを支出時を含む事業年度における損金として認識することはできない。なぜなら、10年間かけて資金と計画が練られている筈であり、10年間に1回の祝賀会支出金額の全額を当該事業年度の損金とする合理的理由が存在しないからである。企業会計上、これを引当金として捉える考え方があるが、収益との対応関係が不明確であるため引当金として認識することはできない。繰延資産と捉える考え方もあるが、引当金と同様収益との対応期間、支出効果の発現期間が明確でなければ繰延資産と認識することはできない。

したがって、これは企業会計の期間損益計算上もし企業がこの資金を積立てたとしても、積立額を積立時の費用として処理する方法はなく、利益処分たる積立金方式で処理すべきは当然である。判例は、最初から損金ではないものを損金であるかのように錯覚し、福利厚生費か交際費かの問題に拘泥してしまった。ここに、法的事実認定に加えて税務会計認識の必要性を痛感するのである。

おわりに

資本金5千万円を超える法人においては、交際費の全額が損金不算入となるので、最初から交際費という費目を計上しないで他の費目、例えば福利厚生費、諸会費、会議費、資料収集費、取材費等の科目で処理する方法、又は当社の交際費を資本金5千万円以下の子会社や関連会社の交際費として肩代りさせる方法など、恣意的に交際費課税を免れようとするケースや、反対に交際費課税を利用して使途不明金を処理するケースが多い。これらの処理は、明らかに真実な課税所得の計測上弊害をもたらすものである。

交際費の損金不算入制度は、昭和40年以降、昭和42年、昭和44年、昭和46年、昭和48年、昭和49年、昭和50年、昭和51年、昭和52年、昭和54年、昭和56年と次第に強化され、昭和57年の改正で資本金5千万円を超える法人は全額損金不算入とされた。この交際費課税の強化は、企業の冗費節約及び資本蓄積による企業の体質改善を促すという狙いがあったとされているが、資本金1千万円以下の法人には400万を超える金額が損金不算入とされ、資本金1千万円を超え5千万円以下の法人については300万円を超える金額が損金不算入とされる根拠が理解できない。

税務統計によると、昭和63年度の資本金1千万円未満の法人の交際費支出額の総額は1兆7,095億円でありそのうち損金不算入額2,180億円である。さらに、資本金1千万円以上5千万円以下の法人の交際費支出額の総額は1兆1,751億円であり、そのうち損金不算入額は5,087億円である。²⁹ これら5千万円以下の法人の交際費支出額は全体の63.4%を占める。そのうえ、これらの法人の損金不算入額が7,267億円であるから、冗費節約、資本蓄積という狙いは資本金5千万円以下の法人には貫徹していないことになる。

それでは、資本金5千万円を超える企業においては全額損金不算入の支出抑制効果が働いているかというところでもない。昭和63年度資本金5千万円を超える法人の交際費支出額は、1兆6,657億円であり全体の36.6%を占め全額損金不算入である。これでは、交際費課税強化による冗費抑制効果が働いているとは到底言えない。

それどころか、交際費支出額は毎年鰻登りに増加しているのである。ちなみに、昭和57年の全企業の交際費支出額の合計額は3兆4,835億円であったが、昭和58年は3兆5,230億円、昭和59年には3兆6,202億円、昭和60年には3兆8,504億円、昭和61年には3兆9,448億円、昭和62年にはついに4兆円を超え

4兆1,862億円、昭和63年には4兆5,503億円にも達した。³⁸⁾ この金額は、国家予算の7.5%にも相当しかなり大きな金額といえる。原則として全額損金不算入制度にもかかわらず交際費支出額が増加していることは、皮肉にも冗費節約どころか使途不明金の隠れ糞として利用されているケースも見逃せない。

交際費概念については、租税法律主義の原則から法人税法において定義づけをすべきであって、現行実定法のように租税特別措置法によって規定すべきものではない。さらに、法による交際費定義は限定されたものでなければならない。その点現在の交際費定義はあまりにも広範すぎる。そのうえ、全額損金不算入制度は事実認定における税務調査を形骸化してしまう危険性がある。

税務会計上は、現行法の枠内にあっても基本的に交際費は課税所得計測にあたって損金であると認識する。すなわち、損金として認識されたものが、租税特別措置によって課税されると解すべきである。損金として認識するためには、課税所得の確定にあたって所得を減少すべき明確な理由が存在するか否かについて税務会計認識を必要とする。その場合次の諸点について検討しなければならない。

- ① 交際費の定義を明確にし、他の費目との違いを明らかにすること。
- ② 当該支出が、企業の事業活動にとって必要不可欠であること。
- ③ 当該支出について、法人が負担すべき積極的理由が存在すること。
- ④ 当該支出が、当期の収益と対応的に関連することが明確であること。
- ⑤ 課税所得の応能負担性からみて、損金性があること。

交際費については、企業会計上も商法会計上も特に明確な規定があるわけではなく、通常の会計慣習に委ねられているに過ぎない。しかし、本来この問題は企業会計上の問題であり、商法においても厳しく臨むべく問題領域である。にもかかわらず、交際費の問題は積極的に取り上げられてはいない。一般に交際費は費用であると言われているだけで、その中身の議論についてはまったく行われていない。

取締役の個人的接待費を全社の交際費としたり、収益との対応関係がない支出を当期の交際費としたり、使途不明金の捻出先を交際費とする会計慣習は、当然ながら企業会計においても商法会計においても是認されうる処理ではない。しかし、かかる会計処理に基づく税務確定申告が提出され、それが

そのまま課税所得算定上は認められるとするならば、租税負担の公平性、租税負担の能力性が著しく損われることになり、真実な課税所得が不当に歪められることになる。従って、課税所得を確定する前に、事実認定に基づく税務会計認識基準を適用して適正な判断をする必要がある。

(1991.1.17)

注

- (1) 武田隆二『法人税法精説』森山書店、昭和63年、28頁。
- (2) 新井隆一「事実認定の定義と方法」、『租税事実認定－その理論と所得税・法人税』（第43巻第9号、通巻596号）税務経理協会、昭和63年、27頁。
- (3) 山本守之『体系法人税法』税務経理協会、昭和63年、152頁。
- (4) 新井隆一、前掲論文、31頁。
- (5) 吉良実『推計課税の法理』中央経済社、昭和62年、22～23頁。
- (6) 武田昌輔『立法趣旨－法人税法の解釈』財経詳報社、昭和63年、558頁。
- (7) 国税庁長官官房企画課編『税務統計から見た法人企業の実態』大蔵省印刷局、平成2年、18頁。
- (8) 忠佐市「課税所得の基本概念」、黒澤清監修、富岡幸雄編集『税務会計原理』（税務会計体系第1巻）ぎょうせい、昭和59年、81頁。
- (9) 最高裁判所事務総局編『行政事件裁判例集』（第20巻第11号）法曹会、昭和44年、189～196頁。東京地方裁判所昭和36年（行）第6号、昭和44年11月27日判決、原告東洋郵船株式会社、被告東京国税局。
- (10) 同上、193頁。
- (11) 同上、193頁。
- (12) 同上、193頁。
- (13) 同上、195頁。
- (14) 同上、196頁。
- (15) 最高裁判所事務総局編『行政事件裁判例集』（第31巻第5号）法曹会、昭和55年、1～41頁。東京地方裁判所昭和51年（行ウ）第98号、昭和55年4月21日判決、原告株式会社インター・イメージ、被告麻布税務署長。
- (16) 宮森順次「福利厚生費」、金子宏編集『税務百科大事典4』ぎょうせい、昭和55年、227頁。
- (17) 前掲行裁集（第31巻第5号）、11頁。

- (18) 同上, 17頁。
- (19) 陣川公平「福利厚生によつゐる費用」,『企業の税務会計事項取扱全書』日本実業出版社, 平成元年, 159頁。
- (20) 拙著『会計認識基準の論理』広文社, 昭和59年, 124~126頁。
- (21) 武田昌輔『新講 税務会計通論』森山書店, 昭和63年, 66頁。
- (22) 最高裁判所事務総局編『行政事件裁判例集』(第33巻第8号)法曹会, 昭和58年, 103~118頁。東京地方裁判所昭和55年(行ウ)第151号, 昭和57年8月31日判決, 原告大栄電気株式会社, 被告京橋税務署長。
- (23) 同上, 107 頁。
- (24) 同上, 115頁。
- (25) 同上, 115頁。
- (26) 同上, 112頁。
- (27) 渡辺淑夫『法人税法』中央経済社, 平成2年, 395頁。
- (28) 前掲行裁集(第33巻第8号), 107~108頁。
- (29) 国税庁長官官房企画課編, 前掲書, 19頁。
- (30) 同上, 18頁。